

Association for Research on the Impacts of War
and Military Bases on Women's Human Rights

「女性・戦争・人権」学会 ニューズレター第 26 号

2009 年 11 月 11 日

<目次>

1. 巻頭の言葉～新代表の挨拶～	岡野八代
2. 事務局報告	秋林こずえ
3. 2009 年度予算案について	石川雅也
4. 2009 年度学会大会報告	池田直子
5. 初めての学会報告を終えて	玉城福子
6. エッセイ「何度目かの韓国にて感じた、時間の重み」	岡野八代
7. 海外情報「イギリスで台頭するイスラーム・フォビアと対テロ法の連動」	清末愛砂
8. 新体制を迎えた学会へのメッセージ <新しい「女性・戦争・人権」学会へのメッセージ> <学会の新しいスタートにエールを送ります>	池内靖子 山田悦子
9. 学会誌『女性・戦争・人権』第 10 号について	堀田義太郎
10. 会員近況報告	水溜真由美
11. 会員の著書紹介	
12. 編集後記	

1. 巻頭の言葉 ～新代表の挨拶～

岡野八代

みなさん、はじめまして。このたび、「女性・戦争・人権」学会の代表に選ばれました岡野八代（おかの・やよ）です。

1997 年 5 月に学会が発足し、初代代表の志水紀代子さん、そして前代表の中原道子さんからバトンを渡され、今後しばらく代表を務めさせていただきます。

わたしが学会に初めて参加したのは、97 年 5 月に東京の早稲田大学で開催された設立大会以降ですが、日本社会に生きる一市民として——多くの方は、それぞれに活動なさっていたり、研究対象に戦時性暴力など、国民国家の枠組みを超えた女性に対する暴力や差別を研究なさっていたりします——、従軍（慰安婦）問題に対する解決の道筋を見いだそうと努力してこられた学会員のみなさんの「代表」となることに、大きな責任を感じています。

わたし自身は、被害者の女性たちに寄り添いながら、彼女たちを支援する活動を熱心に行ってきた、とはとてもいえません。むしろ、研究の枠組みの中にこれまでは、とどまってきた方です。その意味で、わたしは、みなさんを「代表」というのではなく、学会が今後、みなさんの活動や研究の発信源となれるよう、学会員のみなさんの力を借りながら、努力していきたいと思っています。

学会が発足して 12 年が経ちました。学会の創刊号に志水紀代子さんは、1991 年（冷戦体制が崩壊し、故金学順さんがカムアウトされた年です）という年に注目され、「これまで国家が主体的に担うことなく放置してきた加害責任を、被害当事者によって告発され、その責任を問われることになった」と書かれています。それから 20 年近くが経とうとしていますが、日本政府は従軍「慰安婦」問題に対しては、「女性のためのアジア平和国民基金」を設立することに

どまり、直接的な問題解決を回避しようとしてきました。

日本社会が 90 年代以降経験した右傾化は、被害者の声を封じ込めるだけでなく、聞くに堪えない差別的言葉を彼女たちに浴びせる「活動家」をこの間育成し続け、日本社会一般も日々の生活苦に直面し、世界、そして東アジアのなかに位置する日本を、国際的な視野にたつて歴史的に問いただすという作業に対する関心を大きく失わせました。

90 年当時、多くは 60 歳代だった被害女性たちは、そうした日本を見つめながら年齢を重ね、悲しくまた悔しいことに、すでに亡くなられた方も少なくありません。

このような状況の変化を踏まえると、発足当時とは異なる視点や関心から、女性・戦争・人権について、互いに意見を交換し、広く社会に訴えていける学会活動が必要になっているのかもしれない。これまで同様、そしてできるならば、これまで以上に、学会員同士の意見や関心を互いに共有し啓発しあえる学会になれるよう、みなさんの協力を仰ぎながら、運営に携わっていきたいと思います。どうか、よろしく願いいたします。

2. 事務局報告

秋林こずえ

昨年度、運営委員になったばかりですが、新代表の岡野さんが立命館大学から同志社大学へ移られることもあり、6 月から事務局を務めることになりました。どうぞよろしくお願い致します。

最初からお詫びをしなければならず、恐縮ですが、まずニューズレター発行が大幅に遅延したことをお詫び申し上げます。大変、申し訳ありませんでした。以下、前号以降の活動等についてご報告致します。

【活動報告】

(1) 2009 年 6 月 7 日 (土)

研究会「戦後補償訴訟と時効・除斥期間—法的安定性と正義—」

講師：松本克美氏 (立命館大学) (立命館大学衣笠キャンパス)

コメンテーター：岡野八代氏

多くの戦後補償裁判に原告を支援する立場から関わってこられた松本克美氏 (民法) は、日本で起こされる戦後補償裁判で原告にとって大きな壁となっている「時効と除斥期間」をめぐる議論・解釈と判例を、海外、特にドイツとの比較もしながら、詳しく紹介されました。また、日本の裁判所が、法的安定性を戦争犯罪被害者の正義に優先させてきたことの不正義を指摘されました。非会員も含め、約 10 名が参加。

(2) 2009 年 6 月 21 日 (日)

学会大会「今こそ人権回復を求めて—国際人権法と日本軍性奴隷制度」

パネリスト：阿部浩己氏 (神奈川大学)、戸塚悦郎氏 (龍谷大学)、元百合子氏 (大阪女学院大学) (立命館大学衣笠キャンパス)

コメンテーター：清末愛砂氏

【運営委員会・事務局会議】

運営委員会・事務局会議を以下のように開催しました。

2009 年 5 月 10 日 (日) 事務局会議 (高槻市)

2009 年 6 月 7 日 (日) 運営委員会 (立命館大学衣笠キャンパス)

2009 年 6 月 21 日 (日) 総会 (立命館大学衣笠キャンパス)

2009 年 8 月 21 日 (金) 事務局会議 (高槻市)

【代表・運営委員会】

代表が中原道子さんから、岡野八代さんに代わりました。また、学会発足当時から運営委員を務められていた、井桁碧さん、大越愛子さん、志水紀代子さんが運営委員を退かれました。代表、事務局、学会誌編集委員などで 10 年余り学会を運営して頂き、どうもありがとうございました。新しく、金友子さん（立命館大学）、堀田義太郎さん（立命館大学）、矢野久美子さん（フェリス女学院大学）に運営委員会に入って頂きました。以下が総会で決まった新しい代表・運営委員会・事務局の体制です（敬称略）。

代表：岡野八代（10 月より同志社大学）

運営委員：石川雅也、金友子、清末愛砂（島根大学）、中原道子、堀田義太郎、矢野久美子、秋林こずえ（立命館大学）

事務局：石川雅也（会計）、岡野八代、金友子（企画）、清末愛砂（NL 編集）、志水紀代子（追手門学院大学）、秋林こずえ

学会誌編集委員会：岡野八代、黒瀬勉、堀田義太郎、

ウェブサイト：倉橋耕平（関西大学大学院）

監査：富田幸子、佐々木貴弘

（中原道子さんからは、NL 26 号発行後に運営委員をお辞めになるというお申し出を頂いています。）

【2009 年度予算・学会誌 10 号発行について】

皆様もお気づきかと思いますが、当学会は小さな学会であることもあり、恒常的な経済的困難を抱えてきています。6 月の総会では 2009 年度予算案をおはかりしましたが、認められませんでした。（詳細については次項「2009 年度予算案について」をご参照下さい。）

総会における会員の方からの予算案に関する指摘は、この予算案で 2010 年度以降の学会の存続が可能なのか、という点と、それに関連して、学会誌へ支出が相対的に大きいという点でした。2008 年度には予算難から、学会誌 10 号を合併号として 2009 年に発行することが決められていました。またその間に経済状況の改善への努力が求められていました。しかし、残念ながら大幅な改善には至らず、当初の運営委員会が提案した 2009 年度予算案は、2010 年度への繰越金がほとんどない、というものでした。総会での限られた時間での議論でしたが、予算案は認められず、運営委員会はここでの議論を踏まえた新しい予算案を再度、提案することとなりました。

また、学会誌の編集委員会は 6 月をもって、大越愛子さんと井桁碧さんから、新編集委員会を引き継ぐこととなりました。予算案の再提案とそれに先立つ行路社さんとの交渉、また編集委員会の交代によって、学会誌 10 号の編集・発行に大幅な遅れが出ております。学会の経済的困難の背景には、学会の活動が一般会員の方に見えにくいことも一因としてあるのではないかと考えると、このような遅延が生じることについては運営委員会として大変、心苦しく思っています。

次項でもご説明しておりますが、予算案について懸念が表明された学会誌発行への支出に関しては、行路社さんにご相談した結果、大幅に低い予算で出版にご協力頂けることとなりました。現在、鋭意、編集作業を行っています。

しかし、この間、10 号をめぐる問題も起きているので、ご報告いたします。10 号は、女性国際戦犯法廷開催後の 10 年を振り返る特集が組まれていました。また、2009 年度研究大会もその文脈で、国際法の視点からの女性国際戦犯法廷の意義についてのパネル・ディスカッションを行いました。現運営委員会・編集委員会としては、研究大会でのご報告も加えて、10 号の企画は継続し、旧編集委員会から執筆をお願いしていた VAWW-NET Japan 関係の方々に引き続き、ご寄稿をお願い致しました。しかし、行路社さんとのご相談を優先させたこともあり、現運営委員会・編集委員会からの執筆者の方々へのご確認が必ずしも迅速とは言えず、企画の

継続に関して認識に齟齬が生じてしまいました。この点については、現在、運営委員が引き続き、執筆をお願いした方々にご説明しています。また、新たに執筆をお願いしている方々もあり、編集作業を進めております。大変、遅くなってしまい、申し訳ありませんが、学会誌 10号は 2010 年 6 月の発行を予定しています。

【運営委員会の引継ぎ】

総会では、中原前代表より、代表を退かれるにあたってのご挨拶を頂きました。小さな学会ではあるけれど、12 年前に何もなかったところから発足させた方々の一員として、これからも運動と研究をつなげていくような学会を、という激励を頂きました。2000 年女性国際戦犯法廷を理論面から支えることを活動の大きな柱の一つとして発足した学会として、前運営委員の皆様は 10 年を一区切りとして、運営委員会を一新し、“若い”世代へと学会を渡そうとお考えになったかと思います。引き継ぐ私たちは、小さいとはいえ百数十名の会員を抱える学会を運営する責任を強く感じています。

会員の皆様にお知らせしなければならないことは、この間の引継ぎに関して、前運営委員会と現運営委員会との間で幾つかの意見・コミュニケーション行き違いがあったことです。

一つは運営委員選出プロセスに関する問題です。これまで、総会でも運営委員の立候補を募ってはいましたが、実際には、運営委員会でおおよそお願いする方を決め、個人的に連絡して了承を得た上で、総会で承認を得るというものでした。今年度からの新運営委員選出にあたっては 6 月 7 日の運営委員会で議論をしました。その際に今年度からの運営委員をお願いしたいと方々として何名かのお名前が挙がりましたが、全ての方をお願いすることとなったわけではありません。この過程で、今年度の運営委員はお願いできないけれど、これから学会での活動に関わって頂き、運営にも参加して頂きたい方々のお名前が挙がりました。残念ながら、このような議論が必ずしも運営委員全員で共有されたわけではなく、運営委員の中には議論が尽くされていないと感じられた方がおられたことが、その後の運営委員のコミュニケーションの中で明らかになりました。

中原道子さんからは、前代表として退任のご挨拶を NL にご寄稿されたいお申し出があり、草稿を頂きました。ご挨拶は是非、頂きたいと他の運営委員も考えました。しかし、頂いたご草稿では会員・非会員の方々のお名前を示された上で、運営委員選出の経緯についてのご意見が表明されていました。運営委員会の中でのコミュニケーションの行き違いについても率直なご意見を頂きました。このご挨拶について、他の運営委員から、運営委員会での議論について会員の方々に知らせする重要性は認識するものの、運営委員でない会員・非会員の方々のお名前が挙がっていること、また誤解に基づく解釈が含まれていると思われることから、ご訂正のお願いを致しました。しかし、上記 2 点についてご納得頂けず、ご訂正は頂けないというお返事を頂きました。このような経緯から、運営委員会はご挨拶を本 NL には掲載できないという判断を致しました。とても苦しい判断であり、誤解・コミュニケーションの行き違いを解決できなかったことを運営委員会として心苦しく思っています。

【今後の学会運営】

また、これらの議論から、学会運営に基本的なルール設立の必要性が課題として明らかになったのではないかと運営委員会では考えました。運営委員の選出、入会・退会の手続き、などについて、明確なルールはこれまでありません（入会申し込みについては、4 月に入会申込書を作成し、ウェブサイトで公開しています）。発足当時の運営委員の皆様の間で緊密なコミュニケーションが常に可能であった際には、このようなあり方の学会も可能であったし、政治的な意義を表明するものであったと思います。しかし、必ずしも学会員を通じてではなく、学会誌・研究大会・研究会などの活動によって当学会の主旨に賛同して入会した会員も増え、個人的なコミュニケーションを学会員同士で取れる条件が揃わなくなってきた現状では、基本的な

運営方法については明文化されたルールがないと、学会運営が恣意的と解されるおそれも出てくるのではないのでしょうか。そのように考え、基本的な会則の制定を今年度の課題としたいと考えています。

加えて、学会の活動をより活性化する必要もあると考えています。財政的な事情がかなり厳しいことを勘案すると、大きな規模の活動よりは、規模は小さいけれど、より頻繁な研究会と報告などが適当と思われる。また会員間の情報交換も図っていきたいと思っています。会員の皆様からも、研究会やその他の活動のご提案やご報告について、事務局に是非、お寄せ下さい。

【今後の企画】

2009年11月21日(土) 14時～16時 (立命館大学二条キャンパス)

① 「今、なぜ戦後責任を考えるのか——「ポスト戦後世代」からの問題提起」(立命館大学法学部学生)

② 講演 高橋哲哉氏 (東京大学大学院)

「いまをどう捉えるのか——15年間の自省から」

詳しくは以下のサイトをご覧ください。

http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kikaku/09.11.21_Takahashisankouen.pdf

【2010年度学会大会日程】

2010年6月27日(土)を予定しています。開催場所は未定ですが、関西地区で検討しています。

3. 2009年度予算案について

石川 雅也

6月21日に行われた総会にて、運営委員会が提出した予算案は承認されませんでした。その理由として会員の方から指摘された点は大きく、以下の2点です。①予算案では、次年度の繰越金が10万円を切っており、来年度の大会すら開催することができない。会員はこの学会の存続を望んでおり、それゆえ、次年度の活動が保障されないような予算案は認めることができない。②この間、経費の削減や会費の徴収など収支改善を務めてきたが、著しい成果は見られない。さらなる削減だけでなく、支出の大部分を占める学会誌製作費の削減に一層の努力が必要ではないか。

以上の議論がされた上で、本予算の承認の可否について多数決をとりました。その結果、「本予算を認めない」が多数を占めました。この否決を受けて、新運営委員会は予算案を修正し、提出することとなりました。

総会に提出した予算は以下です。

【2009年度予算案(6月21日総会提出分)】

収入の部		支出の部	
項目	2009年度予算	項目	2009年度予算
前年度繰越金	779,396	事務用品費	30,000
維持会費	50,000	通信費	100,000
一般会費	180,000	印刷費	0
学生会費	24,000	行事開催費	120,000

行事参加費	50,000	交流費	0
カンパ	10,000	人件費	30,000
雑収入	5,000	学会誌制作費	700,000
学会誌売上金	50,000	運営委員会開催費	60,000
		雑費	10,000
		支出小計	1,050,000
収入小計	369,000	次年度繰越金	98,396
総計	1,148,396	総計	1,148,396

【現状の収支について（2009年8月21日現在）】

(a) 収入について

総会・研究大会での会費納入のお願いによって予算案より、約15万の会費収入の増があった。会員の中で50万円のカンパを下された方があり、単年度に関しては大幅収入増となった。

(b) 支出について

昨年度は、事務局の移転もあって封筒等、事務用品の費用が予想以上にかかったが今年度は想定していないため、今年度は不要と思われる。

以下は、8月21日現在の収支の現状です。

収入の部

項目	予算案 (総会提出)	8/21時点	差異
前年度繰越金	779,396	779,396	0
維持会費	50,000	110,000	60,000
一般会費	180,000	276,000	96,000
学生会費	24,000	27,000	3,000
行事参加費	50,000	22,500	-27,500
カンパ	10,000	500,000	490,000
雑収入	5,000	1,000	-4,000
学会誌売上金	50,000	36,900	-13,100
収入小計	369,000	973,400	604,400
総計	1,148,396	1,752,796	604,400

支出の部

項目	予算案 (総会提出)	8/21時点	差異
事務用品費	30,000	0	-30,000
通信費	100,000	13,220	-86,780
印刷費	0	0	0
行事開催費	120,000	45,280	-74,720
交流費	0	0	0
人件費	30,000	12,000	-18,000
学会誌制作費	700,000	0	-700,000
運営委員会開催費	60,000	9,000	-51,000
雑費	10,000	1,000	-9,000
支出小計	1,050,000	80,500	-969,500
次年度繰越金	98,396		
総計	1,148,396		

【修正予算案について】

会員のカンパがあったため、今年度は収入には大幅な増額となりましたが、会費収入は低迷しており、財政状況が根本的に改善されたとはいえません。また、それゆえに、一層の支出の削減が求められますが、ニューズレターの発送費や大会を含めた行事開催費をこれ以上大幅に削減することは困難です。可能と思われるのは運営委員会の開催費を削減なので、これまで学会の運営委員会開催日は経費としていましたが、これを運営委員全員での負担することとして

経費削減を行います。その際の費用負担については各運営委員の雇用形態（正規雇用・非正規雇用など）に応じた配慮をすることとします。

しかし、学会を持続的に運営していく財政基盤を示すためには、まだ支出の削減が必要です。主たる事業である学会誌の費用を削減する必要があることが、総会でも指摘されたので、その点を検討しました。具体的には、学会誌経費を 40 万円程度にすることができるのであれば、持続的に運営可能であると考えられます。そのため、これまでもご協力頂いていた、発行元である行路社さんに相談したところ、40 万円で学会誌の作成・発行して頂けることとなりました。

なお、持続的に運営していくためには、現会員で会費が未納の方々からの納入をお願いするだけでなく、新たな会員の獲得が不可欠なことは言うまでもありません。その努力の一端として、Web サイトのリニューアルを行うことで新規会員の獲得や会員への情報の提供を活発にしようと考えました。全般的な支出は可能な限り削減する方向で進めていきますが、例外としてサイト・リニューアルに伴う人件費を増額しています。

以下は、以上を踏まえた上での予算案修正案です。

収入の部

項目	2009 年度 修正予算 案	予算案 (総会提 出)	差異
前年度繰 越金	779,396	779,396	0
維持会費	110,000	50,000	60,000
一般会費	330,000	180,000	150,000
学生会費	39,000	24,000	15,000
行事参加 費	25,000	50,000	-25,000
カンパ	500,000	10,000	490,000
雑収入	5,000	5,000	0
学会誌売 上金	50,000	50,000	0
収入小計	1,059,000	369,000	690,000
総計	1,838,396	1,148,396	690,000

支出の部

項目	2009 年度 修正予算 案	予算案 (総会提 出)	差異
事務用品費	10,000	30,000	-20,000
通信費	100,000	100,000	0
印刷費	0	0	0
行事開催費	80,000	120,000	-40,000
交流費	0	0	0
人件費	62,000	30,000	32,000
学会誌制作 費	400,000	700,000	-300,000
運営委員会 開催費	9,000	60,000	-51,000
雑費	5,000	10,000	-5,000
支出小計	666,000	1,050,000	-434,000
次年度繰 越金	1,172,396	98,396	1,074,000
総計	1,838,396	1,148,396	690,000

総会では、運営委員会が責任をもって、再度、修正予算案を提示することとなりました。本来であれば、再度総会を開催して会員の皆様に予算案の承認を頂くべきですが、それを実際に行うのは物理的・経済的に不可能です。よって、変則的ではありますが、本ニューズレターによって提案させていただきます。ご意見がある場合は、メールにて 12 月 15 日までに事務局 (joseijinken@mail.goo.ne.jp) にお知らせ下さい。

4. 2009 年度学会大会報告

池田直子

6月21日、立命館大学で行われた第十一回大会の自由論文発表ならびにシンポジウムの報告をする。本学会テーマの「国際人権法と日本軍性奴隷制度」は、現在合衆国カナダ等多数の国でその解決を求める決議がされており、国際的注目が集まっている。本シンポジウムでは、発表者がそれぞれの視座から被害者女性の尊厳回復と性奴隷制度の解明追及・国家犯罪の責任・法的措置の具体的実践へ向けての議論と提案を行い、今後の課題についての活発な議論を展開した。とりわけ「暴力」や「責任」をめぐる過去・歴史・現在の時間軸をどう捉えるか、過去と今を貫く「性暴力構造」をどのように理解するか、また新自由主義や歴史修正主義といったグローバルな力学のなかで運動・実践をどのように進めていくか、といった基盤的問いかけが同時に交わされたこと、そして、「家父長制」「植民地主義」といった複合的構造として性暴力を再考しようという問題提起が積極的に進められたことが印象的だった。

【自由論題】

発表者玉城氏は、沖縄の日本軍「慰安所」制度における「慰安婦」女性への地域住民の表象を、現地の聞き取り調査から考察した。氏は、慰安所周辺住民たちと「慰安婦」の間には社会関係が存在したという先行研究に一定の有効性を認めつつ、その「親密性」の根拠には女性差別、沖縄差別、軍の抑圧という複合的権力構造の文脈があることを強調。その中で住民がいかに関与し「慰安婦」女性に対応してきたか、と問いを立てる。沖縄市南部住民への聞き取り調査('07と'09)から、住民の「慰安婦」表象には、以下の3パターンがあるとする。まず「慰安婦」を地域風紀を乱す存在と表象する「反発」型、次に「慰安婦」を地域女性の性の防波堤とする「必要」型、最後に「慰安婦」を共同体外部とする「無関心」型。但し、これらは独立的でなく、民族差別、女性蔑視、軍的抑圧という複合的差別構造基盤の中で重複すると考察。また、氏は住民たちが加担した「慰安婦」女性の他者化プロセスのなかで朝鮮人女性への差別が利用されたことや、女性の自由意志による売春という語りのある事を指摘した。しかし氏がとりわけ注目したのは、住民の発言にある「慰安婦」と「自分たち」を裁断するラインを引くことへの曖昧さであった。そこに彼らの他者化プロセスの重要なほころびを見出す。「慰安婦」「他者」というカテゴリーの首尾一貫性でなく、言説が囲みきれない生身の女性の声の追求は可能・必要、とする玉城氏の結論から、「他者」カテゴリーを歴史変動的な過程と捉える批評的視座が示されていたのではないか。

報告後の質問では、住民の対応のひとつに「無関心」という分析カテゴリーを氏が適用した事に対し、「家父長制度」という構造的抑圧の再考が必要ではないか、また聞き取り対象の地域や貧困状況など女性間の格差についての問いかけがあった。

【シンポジウム発表】

元氏は「複合差別」(Compound discriminations)という概念から、日本軍性奴隷制度の問題への国際司法および行政における政策決定に必要な多面的差別の認識フレームを提起した。国内外の事例(名誉殺人や被差別部落の女性への抑圧等)を引きつつ、氏は被差別集団が経験する差別が、「女」とか「民族」という単一的要因、主流 VS 周縁の二分法によるものでなく、ジェンダー、セクシュアリティ、人種、民族、健常/障害、年齢といったさまざまな境界線の構築/動因による複合的差別構造によるものだと指摘。こうした複合的差別構造の認識から、日本軍性奴隷制度の真相解明と被害者支援のためには、行政・法的政策決定において、またフェミニズム運動の中でも、植民地支配・自民族中心主義に対し、内省的な取り組みが求められるとした。

他方、阿部氏は、「慰安婦」訴訟を巡る国際法の再考をテーマに、これまで10の「慰安婦」

訴訟のなかでサバイバーや国際人権運動によって明るみにされた国際法の「歴史性」を整理、そこからオルタナティブな国際「法史」の視座を提示する。「慰安婦」訴訟で陸戦条約3条の解釈をめぐる法学論上の相違の背景には二つの国際法史観がある。一方の「線型進歩史観」は、歴史的な首尾一貫性、進歩主義、包括可能を前提とする進歩史観にもとづく。この観点は、「法的権利主体」を国際法の単一的進化の歴史過程のみに位置づけ、「過去」の被害者（法的主体権を持たないとされる）に対する日本国家の責任放棄を助長する。これに対し、阿部氏は「系譜学的認識」アプローチのもつ重要性を主張。つまり植民地主義や西洋普遍主義という権力構造による暴力の正当化と排除のコンテクストのなかで「過去たるもの」はつねに捏造され再書込みされている為、その暴力の系譜が可能となるのだ。この系譜学アプローチの歴史の再審が「歴史修正主義」の体現につながる危険性を氏は指摘。この危険を回避するためには、現在の国家機関による過去の犯罪被害者の救済放棄という状況が過去の解釈是非の問題ではなく、「現在」国家による人権侵害・犯罪であるという主張の基盤を構築すべきという氏の主張には、理論と司法、分析と実践のバウンダリーへの抵抗を強く感じた。

戸塚氏は、現在各地で展開している「慰安婦」問題の立法にむけての草の根からの取り組みにむけて具体的な方法をこれまでの数多くの事例を引きながら紹介した。国連への問題提起によって国際的な注目を浴び、日弁連の両性の平等委員会の活動から始まったこの立法は、1995年には政府への日弁連提言となり、9月の北京国連政界女性会議でも提出された。今では、世界各地の市民団体が政府に働きかけやロビーイングによってそれを継続実現しているが、メディアや政府の歪曲報道による情報の伝わりにくい現状をふまえたうえで市民同士の意見交換によるネットワークの形成による草の根立法運動が重要になってくる。具体的に、市民が自らITやパンフレットの作成利用など非政府的手段を利用し、地域の市議に申し立てを行う等運動の継続が重要である。この草の根活動は女性の中心的役割が不可欠と氏は述べる。

しかし、個々の女性の政治参入に対し、組織的なバッシングを続ける公共圏のジェンダー構造も不可視できない。例えば政府とマスコミの女性団体へのバッシングには、見解上の差異より深く構造化された女性嫌悪（ミソジニー）が現れており、こうした「ジェンダー文化」そのものもまた物質的・因果的問題として解体していく必要があるのではないか。

【おわりに】

シンポジウムを通して、軍事主義とジェンダー、家父長制には深い歴史的な結託があるのだと強く感じた。会場からの質問にもあったように、「慰安婦」制度の問題、軍事性暴力問題にたいし、女性の連帯運動の地域ごとの取り組み、トランスナショナルな広がりや歴史についても、よりひろい考察の場、共有の場が開かれることが期待される。

5. 初めての学会報告を終えて

玉城福子

私は出身地沖縄に「慰安所」があったこと学部3年の時に知り衝撃を受け、沖縄の「慰安婦」問題をテーマに研究を始めた。修士課程に入学し、今回は初めての学会発表。当日は緊張して声も震えての発表であった。しかし、会場から丁寧かつ適切なお指摘を多くいただいた。このように発表の場が与えられることは若い研究者にとって有難い。修士論文では、今回発表した周辺住民の「慰安婦」の関わりに家父長制や植民地主義の影響がどのように現れているのか、またそうした関係性の背景にある沖縄における地域社会の在り様まで踏み込んでまとめていけたらと思う。

6. エッセイ「何回目かの韓国にて感じた、時間の重み」

岡野八代

9月13日から19日まで、立命館大学の学生7人とともに、韓国旅行にいつてきました。学生たちとのゼミ旅行ではありましたが、一方で昨年度より韓国でも始まったロー・スクールにおけるジェンダー教育調査も兼ねての旅行ということもあり、女性運動がもたらした韓国社会の急激な変化も実感できる旅となりました。

15日には、これまで幾度もチャンスがありながらなかなか足を運ぶことのできなかった、ナムムの家を訪れました。ちょうど、100日かけて徒歩で韓国を一周しながら、憲法9条の尊さや東アジアにおける平和を説いて回ろう、というWALK9の方々（総勢、40名ほど）も宿泊されており、夕食は一緒にバーベキューをすることになり、生活館でのハルモニともほんの短い時間ですが、ご一緒することができました。

現在、ナムムの家には8人のハルモニが生活を共にしています。わたしがハルモニと実際に出会う機会はこれまで、日本で開催されてきた証言集会のみで、ハルモニたちの生活に直接触れる機会はありませんでした。ハルモニたちの生活に触れた、というには、おこがましいほど、ほんの一時を一緒に過ごさせていただいただけですが、それでもやはり、ぐっと胸に届いたのは、当然ながらハルモニたちの多くはもう80代になられていて、それぞれにお体を大変いたわりながら、日々を過ごされていることでした。

夕食が終わると、WALK9の方たちのギター演奏と歌が始まり、8時半頃まで宴が続きました。ナムムの家歴史館を案内してくださっている村山一郎さんには、その後も仕事をされていたため、無理をしていただき、夜10時から歴史館の見学をすることになりました。夕食後から見学までのあいだ、ソウルから車で約2時間ほど離れた、トマト栽培で有名だという広州市退村面という村の山の裾野に建てられたナムムの家敷地内で、夜風に当たりながら、学生と談話していましたが、「奪われた純情」という有名な絵を描かれた姜ドッキョン・ハルモニのお墓が写真つきで、現在工事中で新しく生まれ変わるといふ、生活館の入り口にたっているのに気がつきました。

到着後すぐに、夕食の準備の手伝いをしていたので、ゆっくりと施設を見る時間がなく、夜遅くになって、ようやく敷地内を散策することができました（暗くて、遠くで犬が啼いていたりにして、ちょっと、怖かったです）。敷地内を歩いてみると、日本でも証言集会などで幾度もお目にかかった金スンドク・ハルモニのお墓に気づき、従軍「慰安婦」問題が未解決のままに過ぎてきたこの約20年間の重みを感じざるを得ませんでした。

また、10時からの歴史資料館では、村山さんが従軍「慰安婦」問題の核心（＝女性差別と民族差別の歴史）にふれながら、学生たちに対して丁寧に「慰安所」制度について説明をしてくださいました。村山さんは、性暴力の被害を覆い隠してしまう「慰安婦」という言葉を使用することの欺瞞性を強く訴えられ、それでもなお、歴史館設立時には性奴隷制度という言葉が定着しておらず、「奴隷」と名指されることに対する被害者のハルモニたちの気持ちもくみながら、「慰安婦」という用語を使い続けている、と述べられました。歴史的な被害、それも取り返しのつかない被害に対する言葉へのこうした細心の気遣いは、講義などで日本における「慰安婦」問題や戦後責任の問題に取り組んできた学生にとっても、現実にその被害を生きてきた、そして今なお生きているハルモニたちに対する想像力をかきたてたようです。

歴史館は、日本と韓国でのこれまでの運動が明にしてきた最新の調査結果とともに、当時の慰安所も再現されており、夜10時からの歴史館訪問は、わたしには眠れない夜をもたらしました。最後に訪れた歴史館の2階は、ハルモニたちの絵画と遺品が展示されています。先ほどお墓を見たばかりの金スンドク・ハルモニの有名な絵画「咲ききれなかった花」の実物を初めて目にしました。ポスターや絵葉書にもなっている絵ですが、そこに描かれた花が、一本一本美しい糸で彩られていることに初めて気づき、「咲き切れなかった花」の色の美しさに、証言

のさいのスドク・ハルモニの姿を思い出し、遺品などを見るところになると、胸に熱い思いがこみ上げてきます。2階に展示されている絵を描かれたハルモニの多くは、すでに亡くなっています。この10年、学会を通じて従軍「慰安婦」問題に関わってきましたが、ハルモニたちの年齢を考えると、今なにが必要で、なにができるのか、という差し迫った問題を考えざるを得ませんでした。

翌日16日はソウルに戻り、883回目になるという日本大使館前の水曜日デモに参加しました。この日は、鳩山政権発足の日。挺身隊協議会の司会の方も、新しい民主党政権への期待と、これまで感じてきた失望から感じざるを得ない不安について触れられました。若い人たちが、日本と韓国政府が覆い隠そうとする「慰安婦」問題に対して、沈黙を破り立ち上がるハルモニの姿を表現するパフォーマンスを披露。主催の若者は、〈ハルモニたちが毎週デモをするのを見て、自分たちはいつも元気をもらっている。自分たちこそが、ハルモニたちに支援されているように思う〉、と語りました。

また、水曜日デモには原爆被害者やサハリン抑留被害者、その遺族たちも参加しており、それぞれに、アピール文を読み上げます。9月になったとはいえ、まだまだ日差しも厳しく、1時間のデモは、ハルモニたちにとってだんだんと厳しいものになっているように感じました。最後の1分間、参加者からのひと言ということで、学生たちとハルモニに直面しながら、〈この問題は、日本の市民たちが政府と社会を変えない限り解決しない。新しい政権になって、ハルモニたちを失望させないよう、微力ながら一人でも多くの市民と政治家に訴えていきたい〉と話す機会が与えられました。ハルモニたちに一斉に見つめられ、緊張しましたが、新しい政権の中で、戦後補償問題の解決に一步でも近づくことを強く願いながら、訴えました。

デモの締めくくりに、ハルモニの一人が鳩山一郎新総理に向けて手紙を書かれた、ということで、その手紙が読み上げられました。その中で、〈もうこれ以上、水曜日デモを行わないでもいいようにしてください〉との一文があり、またも883回のデモが刻んできた時の重みを感じさせられました。

今回は、何度目かの韓国旅行だったのですが、問題解決に至らず何年もの歳月が経過したこともまた、消えることない深い傷痕を歴史に残したのだと、考えざるを得ない旅になりました。

翌日17日には、学生たちと38度線ツアーに行ってきました。今回の旅をコーディネートしてくれたのは、ゼミに参加している韓国からの留学生だったのですが、自国民のチェックが厳しいこのツアーに、彼女自身は参加できません。幾度もパスポートをチェックされ、多くの人が映画をみたであろう、JSA（共同警備区域）では、「敵の行動によっては危害をうける又は死亡する可能性があります」という宣言書に、署名をしなくてはならず、戦争が終わっていないという緊張を感じずにはいられなかった見学でした。

韓国側2キロに及ぶ非武装地帯の見学では、兵士以外立ち入れないことから自然豊かな地域となっていることを強調するビデオを見ました。「自然と兵士のとの共存」という言葉と、環境団体のビデオかと思間違うような美しい自然を中心にしたビデオに、逆に、安全保障のための軍隊こそが自然と平和を守っているのだ、という強いメッセージを聴き取りました。学生たちと一緒に、戦闘的なビデオを見ることになるだろうと身構えていたわたしは、花や鳥などがメインであることに、安全保障と平和を同一視し、軍隊のリアルな存在を隠ぺいしようとする意図を感じました。

旅行中、ソウル地方裁判所の元裁判長であった弁護士をはじめ、梨花女子大学やソウル大学のロー・スクールでジェンダー教育を担当している教授などにインタビューする機会を得ました。民主化を経て、女性団体の運動が法律体系そのものを変えてきた韓国は、司法の分野でも多くの改革を成し遂げています。女性判事はすでに全体の20%、最高裁の二人の女性裁判官も率先的に司法における女性たちの活動を支援しているとのこと。

約20年前には、300人中6人の女性が司法試験に合格し、司法試験合格者のなかで裁判官を選んだ80人のうち、女性はたった3人だったとのこと。

韓国社会の 20 年を鏡にすると、日本社会はどのように映し出されるのでしょうか。政権交代をようやく為し得た日本もまた、韓国社会のように女性差別をなくし、さまざまなマイノリティが生きやすい社会へと変わっていきけるのでしょうか。

1 週間にも満たない、何回目かの韓国旅行でしたが、90 年代以降の経過した時間の重みと共に、日本社会の変わらなさが際立った、そして日本社会の一員である自分が問われる、厳しい旅行となりました。

7. 海外情報「イギリスで台頭するイスラーム・フォビアと対テロ法の連動」

清末愛砂

昨年 8 月から 9 月にかけてと今年 3 月にイギリスを訪問した。これらの訪問の目的は、市民的自由の観点からみた 9.11 以降のイギリスの対テロ法の変遷に関する資料を収集することと、市民的自由の侵害やイスラーム・フォビアに取り組んでいる人権団体のスタッフにインタビュー調査することにあつた。

2001 年 9 月 11 日に米国で起きた同時多発攻撃（以下、9.11）をきっかけに、米国の「同盟国」であるイギリスは、「2001 年対テロ・犯罪・安全保障法」、「2005 年テロリズム防止法」といった新しい対テロ法の制定を進めるようになった。その後、2005 年 7 月 7 日にロンドンの地下鉄やバスのなかで同時爆破事件（以下、7.7）が、さらにはその二週間後に同じくロンドンで爆破物発見事件が起きると、イギリス政府はこれまで以上に厳しい対テロ法政策に乗り出すようになった。

一方、イギリス社会では 9.11 以降、住民の意識のなかでイスラーム・フォビアが高まってきたが、その傾向はとりわけ 7.7 以降に顕著なものとなった。ロンドン警察は、2004 年から 2005 年にかけての宗教に関連するヘイトクライム（憎悪犯罪）として 692 件の登録数を示した。2005 年から 2006 年にかけてはそれが大幅に増加し、1,103 件の登録数となった。これらの被害者の多くがムスリムであった。

2004 年に行われたイギリスの国勢調査によると、人口約 5,700 万人のうち、158 万人がムスリムであり（人口の 2.78%）、宗教別に人口を分けると、ムスリム人口はクリスチアンの次に多い。そのうち、46%がイギリス生まれであり、また、74%がアジア系の移民やその子孫（主にはパキスタン系の 46%、バングラデシュ系の 16%、インド系の 8%）である。これらの移民は元々、1950 年代に戦後のイギリス社会の労働不足を補うために、旧植民地のコモンウェルスの国々から、1948 年コモンウェルス国籍法の適用を受けて導入された人々であった。

これらの住民に加え、イギリス在住の非イギリス国籍のムスリムたちが今、イギリス社会でイスラーム・フォビアの対象となっている。Muslim Safety Forum（＝イスラーム・フォビアに取り組むために作られたイギリスのムスリム団体のネットワーク）で行ったインタビューによると、「南アジア系の住民であったり、肌の色が濃かったり、ひげがあったり、スカーフを巻いていたりと、といった外見上、ムスリムだと推測される／判断される（実際にはムスリムではない場合も含まれるが）住民に対して、路上などで攻撃がなされている」。また、インタビューでは、「スカーフの着用や服装によって外見上目立ちやすいことから、男性よりも女性の方がイスラーム・フォビアの被害にあいやすい」「英語教育を受けていない移民女性が言葉による攻撃を受けたとき、何を言われているのか理解できないことがある」ことも指摘された。社会的に「弱い」立場に置かれている女性たちがより被害にあいやすい傾向があるということは、明らかなジェンダー差別である。

イスラーム・フォビアというのは、何も私人対私人の間においてのみ行われているのではない。ロンドン警察によると、2007 年 4 月から同 8 月までに、ロンドンでは警察による職務質問（2000 年テロ法第 44 条に基づく）が 32,395 回行われたと報告されているが、その内訳はホワイトに対して 17,348 回、アジア系に対して 6,755 回、ブラックに対して 4,287 回、その他の

エスニック・グループに対して 1,806 回であった。人口構成比から算出すると、アジア系住民が職務質問を受ける可能性はホワイトよりも 2.1 倍も高いことになる（2007 年 9 月 26 日付の英タイムズ紙の報道）。この数値は、ムスリムに対する公的機関の偏見を表わす一つのデータとして考えられるだろう。

私がロンドンのブリックレーン（バングラデシュ系住民が多いことで知られている通り）にあるカレー屋さんで、ホワイトのイギリス男性一人とパレスチナ男性二人と食事をしているとき、それまで店の外に立っていた男性が店に入ってきて、私たちのテーブルにつかつかどやってきた。その男性は警察手帳を友人のイギリス男性に見せたあと、店の外で話を聞きたいということで、彼を連れ出した。ほどなくして戻ってきたイギリス人男性に私たちが警察官に何を訊かれたのかとたずねたところ、「一緒にいる二人のアラブ人とはどういう関係なのか」を訊かれたのだという。「一人は昔からの友人で、もう一人はその彼の友人だ」と答えたところ、解放してくれたということだった。ブリックレーンをアラブ人が歩いている→おそらくムスリム→「テロリスト」容疑者という図式がこの警察官のなかにあったのだろう。パレスチナ人の一人が、「私たちがテーブルでガザが何とか...なんて話をしていたから、疑われたのでは」と青ざめて心配し始めるなど、楽しいはずの夕食がこのような職務質問によって、気まずいものとなった。

イギリスのムスリムの人権団体の一つである Islamic Human Rights Commission のスタッフによると、2006 年 10 月に東ロンドンで写真撮影をしていたグリニッジ大学のムスリムの学生がテロ準備をしているとの疑いをかけられ逮捕されたという事件が起きた。彼は大学の課題として出されたプロジェクトのために撮影していただけだった。このようなケースは他にもいくつもある。同スタッフは「日常の何気ない活動が犯罪とみなされる可能性がある」として、その懸念を示した。

このような人権侵害を引き起こしている対テロ法の一つが、7.7 から約 9 ヶ月後に制定された「2006 年対テロ法」である。イギリスには、9.11 以前から対テロ法の包括法として「2000 年対テロ法」があるが、「2006 年対テロ法」はそれよりもはるかに市民の政治活動や言論の自由を制限する内容を含む法律として制定された。テロを助長する行為（テロの賛美も含む）、インターネットや本屋での販売を通してテロリスト関連の発行物を普及させる行為、テロ行為の準備およびほかの者がそうすることを手助けする行為、テロ行為のためのトレーニングを授けたり、受けたりする行為、テロリストを養成するために使われている場所に参加する行為、およびテロを賛美する活動などが処罰対象となる。さらには、イギリス政府は同法で定める「テロ容疑者」の警察留置期間を最長 14 日から 28 日に改定し、さらには現在 42 日にまで延長しようとしている。

2006 年対テロ法によって、テロと何ら関係がない人々が日常生活のなかで行う何気ない行為によってテロと関連しているとして逮捕され、裁判の結果、有罪判決を受けることがありうる。このような人権侵害を可能としているのが、同法ではある。調査を通して、人権の国といわれてきたイギリスで、ムスリムとして日常生活を送ることの困難さをひしひしと感じさせられた。

8. 新体制を迎えた学会へのメッセージ

<新しい「女性・戦争・人権」学会へのメッセージ>

池内靖子

10 年間継続してきた「女性・戦争・人権」学会が、今年、一区切りをつけ、体制を一新して新たな出発をされるとのこと、おめでとうございます。

この 10 年間、私自身は積極的な学会員ではありませんでしたが、「女性・戦争・人権」というテーマとかかわって、ささやかながら取り組んできた活動があります。元「慰安婦」として名乗り出た韓国の女性たちが共同生活をする「ナムムの家」から、彼女たちの証言を記憶し

新たな歴史を刻む記念館を設立したいという呼びかけに応え、日本軍「慰安婦」歴史館の設立と運営を後援する日本側後援会の事務局にかかわってきました。彼女たちの声を届けるニューズレターを年 3 回発行し、証言集会や絵画展にも取り組んでいます。歴史館がソウル近郊に 1998 年設立されて以来、日本からも多くの人びとが訪れていますが、とりわけ、日本の植民地支配や戦争の歴史を知らない日本の若い人たちに歴史館を訪問してほしい、そして女性たちの証言をしっかりと受けとめてほしいと思っています。歴史館が単なる展示の場ではなく、そうした出会いの場となりますように。

これからの学会活動もまた、新しい出会いの場となってほしい。この 10 年間の学会活動において蓄積されてきた理論的かつ実践的な研究活動をふまえながらも、より多くの若い研究者、アクティヴィストたちが出会い、それぞれの創意を生かし、新しいアイデアとスタイルで、これからの学会活動を創り上げていかれるよう、願ってやみません。そして私自身も、今度事務局を担う若い方々との世代間ギャップを超えて連帯したいと思っています。

<学会の新しいスタートにエールを送ります>

山田悦子

これまでの皆様のご活動に心より敬意を表し、ご要請に応じ、ここに拙い一文をしたためることに致します。

2009 年秋、日本は、政権のチェンジを行ないました。しかし、私たちは、「チェンジ」に惑わされず、今一度、日本の統治原理を押さえ、その上で、新政権の今後の動向、とりわけアジア外交を、注意深く観察する必要があります。

当たり前のことですが、日本は、国際社会を構成しているひとつの国家として存在します。国家の定義を確認し、論を進めたいと思います。

国家は一般に、「国民、領土、統治権の三要素から構成され、共通の目的意志のもとに結合した政治的集団であり、対外的には独立し、対内的には最高の権力を有する」と定義されます。政治的集団である国家は、意志を遂行していくため憲法を持っています。

日本の憲法である明治憲法には、臣民の権利や国民の権利を定めるとともに、国家の統治原理も定めてあります。国家の統治原理は、日本の根元的政治理念を意味します。日本の憲法に定められている統治原理は、徳川政権が維持した 270 年の、「パックス・トクガワ」には存在しなかった政治思想です。

明治憲法は、天皇を神にし、天皇に国家主権を与えることで、「国家無答責」の統治原理を日本に確立します。私たちと同じようにウンチもすればオシッコもする、京都に在住するひとりの人間に過ぎない「天ちゃん」（哲学者の高坂正顕さんによると、京都人は、天皇のことを親しみをこめてこう呼ぶんだそうです）を憲法に取り入れ神化するため、明治憲法は、天皇に対する概念規定を行ないません。明治憲法により歴史上はじめて、天皇が概念規定されます。この時、日本の政治思想が、歴史的に大きく動くこととなります。

日本国憲法は、天皇の概念規定を解除していませんから、日本の統治原理は、戦後も引き続き踏襲されています。つまり、日本は、自らが侵した歴史的犯罪に対し国家として責任を取らないことを、国家理念に置いています。このことは、「従軍慰安婦問題」に対する日本政府の対応に、事実として現われています。

「国家無答責」を政治理念にする国家に、人間の未来はありません。「人間の尊厳の不可侵性」を統治原理とする政治思想転換をしなければ、人間の住む国家として、アジアならびに世界から信頼を得ることはできません。そのためには、国家の構成員である私たちが、法とは何かを理解し、責任をとる法を生み出すことのできる闘いをしなければなりません。

何故なら、私たちは、法治国家に生き、そして、法の理念は、人間の正義にあるからです。

9. 学会誌『女性・戦争・人権』第 10 号について

『女性・戦争・人権』10号は、以下のような内容を予定しております。

女性国際戦犯法廷 10 周年記念特別号

執筆予定者としては、2009 年度大会（2009 年 6 月 21 日：於立命館大学）のシンポジウム「今こそ人権回復を求めて——国際人権法と日本軍性奴隷制度」に登壇されたみなさま（戸塚悦郎氏、阿部浩己氏、元百合子氏）をはじめ、10 周年記念特別号にふさわしい特別寄稿を加えて、鋭意編集作業を進めております。

また、巻末には学会 10 年の歩みとして、創刊号から第 9 号までの学会誌の総目次と、これまでの学会大会のシンポジウムの特集テーマをあらためて掲載する予定です。

同時に、本号への自由投稿論文・研究ノート・書評を継続して募集しております。締め切りは 2 月 15 日です。会員のみなさまは是非ご検討ください。寄稿規定の分量は原則として原稿用紙換算で、論文が 80 枚、研究ノートが 30 枚、書評が 5～15 枚となっております。詳細につきましては、学会誌第 9 号の 206 頁をご覧くださいか編集委員までお問い合わせください。編集担当：岡野八代・黒瀬勉・堀田義太郎

10. 会員近況報告

北海道大学の水溜真由美です。北大に赴任して早 8 年目、学会からすっかり足が遠のいており大変申し訳なく思っています。今回は、岡野さんからのご依頼により、近況報告方々学会への意見を述べさせていただくことになりました

今年の 6 月に北海道在住の運動家や研究者と共にスタディーツアーを企画し、総勢 12 名でアウシュヴィッツ・クラカウ・ワルシャワ・ベルリンを訪れました。この間、ホロコースト関係の記念施設を中心に各地を見学しました。ベルリンでは、ASF（行動・償いの印・平和奉仕）や日独平和フォーラムなどに所属する現地の運動家とも交流を持ちました。

今回のツアーで、ドイツにおいてナチ時代の歴史の継承がとても熱心に行われていることを痛感しました。ベルリン滞在中に訪れたヴァンゼー記念館やシェーネワイデ強制収容所では、スタッフが施設の成り立ちや展示の内容を、数時間にわたって熱心に説明してくれました。ドイツでは、今日においてもなお、新たに記念碑を創設したり、歴史的施設を保存したりする動きが活発に行われているようです。虐殺されたユダヤ人のための記念碑がベルリンの中心部に建設されたのは数年前のことですし、虐殺されたシンティー・ロマのための記念碑は着工したばかりでした。シェーネワイデ強制収容所は、冷戦期は東ベルリンに属し、その施設は細分化されて倉庫や研究所などとして利用されていましたが、ドイツ統一後の 1990 年代半ばに再開発計画が浮上したことがきっかけになってナチ時代の歴史が明らかになり、運動家たちの熱心な働きかけによって記念施設として保存されることが決まったそうです。

ドイツにおいて、歴史の継承をめぐる熱意あふれる取り組みが続いている背景に、修正主義的な歴史解釈を拒否する国家の揺るぎのない姿勢が存在することは間違いありません。ただ、それは戦争終結時からの既定路線であったわけではありません。今回のツアーに参加して、良識と勇気のある市民が時間をかけてドイツの政治を少しずつ動かしていったのだということを痛感しました。

翻って日本の状況を考えてみると、歴史に向き合うことを回避する政府の姿勢は目を覆うばかりですが、日本にも各地に地道な活動をコツコツと続ける運動家が数多く存在します。今回のツアーでも、同行したメンバーと情報交換・意見交換を行い、そのことが大きな刺激になりました。政権交替が実現した今日、「従軍慰安婦」問題を始めとして、過去の克服について政府の姿勢を転換する大きなチャンスがめぐりつつあります。こうした状況の下で、戦争や植

民地支配の問題に、批判的な立場から関心を持つ人々が横のつながりを作ることはとても大きな意味を持つと思います。

8月末に岡野さんが北大に集中講義にいらっしゃったとき、「女性・戦争・人権」学会の現状についていろいろとお話をうかがいました。世代交代を進める中で、学会そのものをどのように位置づけ直し、どのように舵取りしていくのか苦慮していらっしゃるようでした。すっかり幽霊会員と化している私が意見を述べるのは大変厚かましいのですが、学会が幅広い関心を持つ様々な研究者が情報交換し切磋琢磨する緩やかなネットワークとして機能することになれば、と考えます。翻っては、そのことが各々の研究や所属する場にフィードバックされればすばらしいでしょう。微力ですが、少なくとも年1回の学会にはできるだけ顔を出そうと思っています。改めてよろしくお願ひいたします。

11. 会員の著書紹介

- ① 林博史著『沖縄戦——強制された「集団自決」』（歴史文化ライブラリー）吉川弘文館（2009/06）
- ② 李静和編『残傷の音——「アジア・政治・アート」の未来へ』岩波書店（2009/06）
- ③ 清末愛砂「第12章 ジェンダーと平和」『ジェンダー・スタディーズ（大阪大学新世紀レクチャー）』牟田和恵編、大阪大学出版会（2009/3/25）
- ④ 清末愛砂「パレスチナ問題」『キリスト教平和学事典』関西学院大学キリスト教と文化研究センター編、教文館（2009/9/25）
- ⑤ 清末愛砂「観光地に立つ「血債の塔」——シンガポールの日本軍」『私たちが戦後の責任を受けとめる30の視点』熊谷伸一郎編、合同出版（2009/10）
- ⑥ 金友子「同化政策という名の臣民化——朝鮮の植民地支配と現在」『私たちが戦後の責任を受けとめる30の視点』熊谷伸一郎編、合同出版（2009/10）

会員の皆様の近刊の著書や論文に関する情報を事務局にお寄せください。ニューズレターにて、紹介させていただきます。よろしくお願ひいたします。

12. 編集後記

会員の皆様にニューズレター第26号をお届けするのが大変遅くなってしまいました。申し訳ありませんでした。新体制の下で原稿の準備が遅れてしまったことに加え、編集担当の私の風邪が悪化し、なかなか作業が進みませんでした。

会員の皆様の近況報告、エッセイ、海外情報、書評等を事務局までお寄せください。可能な限り、ニューズレターに掲載させていただきます。

政権交代にともない、沖縄の基地問題、アフガニスタン「復興支援」問題等、毎日さまざまなニュースが流れます。日本軍の性奴隷制問題の立法解決、死刑制度、イラク戦争検証、イスラエルの戦争責任など問題がてんこ盛りの日本社会ですが、これらの問題を学究的に取り組むとともに、それらの成果を確実に活動にいかしていきたいです（清末愛砂）。

学会事務局連絡先

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1 立命館大学国際関係学部 秋林こずえ研究室

Mail: joseijinken@mail.goo.ne.jp

Website: <http://www.war-women-rights.ac.jp/>

郵便振込口座 00900-6-38551 「女性・戦争・人権」学会